

島根県営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱要領

令和 7 年 8 月 1 日
島根県総務部営繕課

(趣旨)

第 1 条 本要領は、夏季における猛暑を考慮し、建設現場における安全対策を講じるため、営繕工事における工期の設定に関して、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1)WBGT値

気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数をいう。

(2)観測地点

環境省が観測し公表している観測地点をいう。

(3)猛暑

WBGT値が31以上になることをいう。

(4)作業不能日数

WBGT値の過去 5 年分について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に猛暑となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したものをいう。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

(基本的考え方)

第 3 条 過去の観測値に基づき、猛暑による作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更する。

(対象工事)

第 4 条 全ての営繕工事を対象とする。

(実施方法)

第 5 条 発注者は、工事の発注に際して、作業不能日数をあらかじめ工期に見込むものとする。

- 2 作業不能日数を算出する際の観測地点については、別記 1 を基本とし、別記 2 の記載例を参考に、作業不能日数を現場説明書に明示するものとする。
- 3 受注者は、当該工事における定時の現場作業時間において、猛暑に該当し、か

つ契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が、前項において明示された日数と著しく乖離している場合において、発注者に対し、工期及び請負代金額の変更を協議することができる。

- 4 前項の協議の結果、必要と認められる場合は契約書第22条に基づき契約を変更するものとする。

（気温の計測方法等）

第6条 第5条第3項における猛暑に該当する時間については、環境省が公表している観測地点のWBGT値を用いることを標準とする。ただし、施工現場を代表する

- 1 地点で計測した結果を用いることもできる。

- 2 計測に要する費用は受注者の負担とする。

- 3 受注者は、本要領に基づく協議を行う際は、計測結果の資料を提出するものとする。

参考

- ・環境省が公表している観測地点毎の WBGT 値（暑さ指数の実況と予測）
熱中症予防情報サイト：https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

附 則

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 施行日以前に入札公告又は指名通知した工事について、工期の終期が施行日以降であるものについては、本要領を準用するものとする。その際、第5条第1項に基づく作業不能日については、工期に見込まれていないものとし、同条第3項に基づく協議については、施行日以前の工期も対象とする。
- 3 施行日以前に入札公告又は指名通知した工事に関連する工事を施行日以降に入札公告又は指名通知する場合は、第5条第1項に基づく作業不能日については、工期に見込まれていないものとする。

別記 1

工事場所（市町村）	観測地点	工事場所（市町村）	観測地点
隠岐の島町	西郷	大田市	大田
海士町、西ノ島町、知夫村	海士	川本町、美郷町	川本
松江市（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八束町）	鹿島	浜田市（旧三隅町、旧弥栄村、旧金城町、旧旭町を除く。）、江津市	浜田
松江市（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八束町を除く。）、安来市	松江	邑南町	瑞穂
出雲市	出雲	浜田市（旧三隅町、旧弥栄村、旧金城町、旧旭町）	弥栄
飯南町	赤名	益田市	益田
雲南市	掛合	津和野町	津和野
奥出雲町	横田	吉賀町	吉賀

別記 2（現場説明書記載例）

● 猛暑による作業不能日数について

本工事の工期には、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- (1) 作業不能日数：●●日間（工期の始期は令和●年●月●日で算定）
- (2) 上記(1)の日数は、環境省が公表する●●地方_●●_●●地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものである。
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する●●地方_●●_●●地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。工期中の WBGT 値の観測は、環境省が公表する上記(2)の観測所における値を基本とするが、現場において計測（ISO7243 /JIS B8504 や JIS B 7922 の機器を使用）して得られた計測結果を用いることもできる。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。